

「第二次再犯防止推進計画」の概要

法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長

小林隼人 Hayato Kobayashi

I はじめに

近年、刑法犯により検挙された者のうち、再犯者の数は減少傾向にあるが、それを上回るペースで初犯者の数が減少しているため、刑法犯による検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は上昇傾向にあり、50%近くで高止まりしている。

こうした状況を受け、新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するためには、再犯の防止等に向けた取組が重要であるとの認識の下、平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）が公布・施行された。政府はこれを受け、翌29年12月、再犯の防止等に関する政府の施策等を定めた初めての計画である「再犯防止推進計画」（以下「第一次計画」という。）を閣議決定した。推進法と第一次計画により、刑事司法関係機関を中心として進められてきた再犯防止の取組は、国・地方公共団体・民間協力者等が一体となって取り組むべき施策へと発展した。

政府は、第一次計画等に基づき、例えば、満期釈放者対策の充実強化、地方公共団体との連携強化、民間協力者の活動の促進等、様々な取組を進めてきた。そうした様々な取組の結果、例えば、「出所年を含む2年間において刑務所に再入所する割合（2年以内再入率）を令和3年までに16%以下にする」という政府目標（平

成24年犯罪対策閣僚会議決定）を令和元年出所者について達成するなど、再犯防止の取組は一步一步、成果を積み上げてきた。

しかし、再犯者率が依然として50%近くのところで高止まりしている状況にあることに加え、後記のとおり、第一次計画下の取組を通じて今後の課題も見えてきていることに鑑み、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯防止の取組を更に深化させ、推進していく必要がある。そこで、政府は、令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」（以下「第二次計画」という。）を閣議決定した。第二次計画は、令和5年度からの5年間を計画期間としており、政府は、その間、同計画に基づき、再犯防止施策の更なる推進を図っていくこととなる。

本稿では、第二次計画策定の経緯について紹介した上で、同計画の内容等について説明することとしたい。

II 第二次計画策定の経緯

第二次計画の策定に当たっては、法務副大臣を議長とし、外部有識者や関係省庁の課長級を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」（以下「検討会」という。）において、第一次計画下における取組状況や成果を検証するとともに、今後の課題について整理した。

その結果、「個々の支援対象者に十分な動機